

○西紋別地区環境衛生施設組合議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

〔昭和50年4月1日〕
〔条例第18号〕

改正 昭和53年4月4日 条例第3号

平成5年12月20日 条例第5号

(目的)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格15,000万円以上の工事の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第7号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は、動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和53年4月4日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成5年12月20日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。